

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 8 年 3 月 31 日  
厚生労働省  
文部科学省

今般制定された、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）は、学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
文部科学省 高等教育局専門教育課